独立行政法人北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更

業務方法書第8条第2項第1号に係る貸付利率の一部を以下により、変更をすることとしたい。

〇 変更内容

貸付利率の一部変更(4月・10月の定例変更) 直近月(3月)の基準利率に併せて、当協会の貸付利率を変更

資金の種類	利率の	基	準資金	きの利率	当協会貸付利率					
貝並の性類	設定方法	9月	\rightarrow	3 月	現行	\rightarrow	変更後			
事業資金	基準資金	1. 20%	\rightarrow	(2月0.90%)	0. 96%	\rightarrow	(0. 72%)			
尹禾貝立 	の 80%	(漁	業近代	(化資金)						
経営資金	基準資金	1. 50%	\rightarrow	(2月1.50%)	1. 20%	\rightarrow	(1. 20%)			
(償還期限1年以内)	の 80%	(北海	道漁業	柒振興資金)						
経営資金	基準資金	1. 65%	\rightarrow	(2月1.60%)	1. 32%	\rightarrow	(1. 28%)			
(償還期限1年超3年以内)	の 80%	(日)	本政策:	金融公庫)						
.	基準資金	2. 116%	\rightarrow	(2月1.699%)	1. 69%	\rightarrow	(1. 35%)			
住宅資金	の 80%	(フラッ	⊢ 35)						

貸付利率の新旧対照表

別表 1 貸付金の種類等

賃付金の種類寺	44-11-A-2-	+ \^	利率(償還期限		
貸付金の種類	貸付金の値	吏途	変更後	現行	(据置期間を含む)	
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1)から(4)まで	[略]	<u>0. 80%</u>	<u>0. 96%</u>	[略]	
	(5)及び(6)	[略]	<u>0. 30%</u>	<u>0. 46%</u>	[略]	
	(7)	[略]	1. 20%	1. 20%	1年以内	
		LMEI	<u>1. 28%</u>	<u>1. 32%</u>	1年超3年以内	
	(8)	[略]	0. 70%	0. 70%	1年以内	
	(8)	Γ μ ¤]	<u>0. 78%</u>	<u>0. 82%</u>	1年超3年以内	
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1)から(4)まで	[略]	<u>0. 80%</u>	<u>0. 96%</u>	[略]	
	(5)及び(6)	[略]	<u>0. 30%</u>	<u>0. 46%</u>	[略]	
	(7)	[略]	1. 20%	1. 20%	1年以内	
		LMEI	<u>1. 28%</u>	<u>1. 32%</u>	1年超3年以内	
	(8)	[略]	0. 70%	0. 70%	1年以内	
	(8)	Γ μ ¤Ί	<u>0. 78%</u>	<u>0. 82%</u>	1年超3年以内	
3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く)に必要な資金	(1)及び(2)	[略]	<u>0. 80%</u>	<u>0. 96%</u>	[略]	
木で体いた必安は貝立	(3)及び(4)	[略]	<u>0. 30%</u>	<u>0. 46%</u>	[略]	
	(5)	[略]	1. 20%	1. 20%	1年以内	
	(3)	Γ μ ¤Ί	<u>1. 28%</u>	<u>1. 32%</u>	1年超3年以内	
	(6)	[略]	0. 70%	0. 70%	1年以内	
	(6)	「加口」	<u>0. 78%</u>	<u>0. 82%</u>	1年超3年以内	
4. 生活に必要な資金	(1)及び(2)	[略]	3.00% 据置期間中は無利息	3.00% 据置期間中は無利息	[略]	
	(3)	[略]	無利息	無利息	[略]	
	(4)	[略]	<u>1. 31%</u>	<u>1. 69%</u>	[略]	
	(5)	[略]	<u>0. 81%</u>	<u>1. 19%</u>	[略]	

(注)業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」、「据置期間」および「貸付金額の限度」欄については、省略 附則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

別 表 1 貸付金の種類等

1 貸付金の種類等 貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度					
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1)漁船の建造、取得及び改造(2)漁船用機器の設置(3)養殖施設、処理加工施設、保蔵施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置(4)漁具又は漁網綱の購入	漁業を営む者	<u>0.80%</u>	15年以内 (木船9年·機器7年)	2年以内	1人当たり各6,000万円以内であって所要額の9割以内					
	(4) 無具又は無柄綱の購入 (5) 上記(1)(2)(3)の転貸 (6) 上記(4)の転貸	漁業協同組合	0.30%	5年以内 15年以内 (木船9年・機器7年) 5年以内	1年以内 2年以内 1年以内	転借人に対する貸付金相当額					
	(7) 経営資金	漁業を営む者	1. 20% 1. 28%	1年以内 1年超3年以内	1年以内	1人当たり800万円以内					
	(8) 上記(7)の転貸	漁業協同組合	0.70% <u>0.78%</u>	1年以内 1年超3年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額					
2. 個人が営む農畜産 林業に必要な資金	造成	農畜産業を営む者	<u>0. 80%</u>	15年以内	2年以内	1人当たり各3,500万円以内であって所要額の9割以内					
	(3) 家畜又は家きんの購入(4) 農畜産林業用機具の購入	農畜産林業を営む者		7年以内	1年以内						
	(5) 上記(1)(2)の転貸 (6) 上記(3)(4)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、 森林組合	<u>0.30%</u>	15年以内 7年以内	2年以内 1年以内	転借人に対する貸付金相当額					
	(7) 経営資金	農畜産林業を営む者	1. 20% <u>1. 28%</u>	1年以内 1年超3年以内	1年以内	1人当たり800万円以内					
	(8) 上記(7)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、 森林組合	0.70% <u>0.78%</u>	1年以内 1年超3年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額					
3. 個人が営む商工業 及びその他の事業	業所又は倉庫の設置	商工業その他の事業を営む者	0.80%	15年以内	2年以内	- 1 人当たり各 3,000万円以内であって所要額の 9 割以内					
(漁業及び農畜産林 業を除く)に必要	(2) 車両、機械若しくは器具の購入 又は事業用設備の設置			7年以内	1年以内						
な資金	(3) 上記(1)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組 合、事業協同小組合、信用協同組	0.30%	15年以内	2年以内	- 転借人に対する貸付金相当額					
	(4) 上記(2)の転貸	合、商工組合、環境衛生同業組合、 漁業協同組合、農業協同組合	<u>0.00/0</u>	7年以内	1年以内	対旧人に対しる英日本出口版					
	(5) 経営資金	商工業その他の事業を営む者	1. 20% 1. 28%	1年以内 1年超3年以内	1年以内	1人当たり800万円以内					
	(6) 上記(5)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組 合、事業協同小組合、信用協同組	0.70%	1年以内	1年以内	転供 1 に対する貸付会担当額					
	(0) 上記(切りが料具	合、商工組合、環境衛生同業組合、 漁業協同組合、農業協同組合	0.78%	1年超3年以内	1 十以门	転借人に対する貸付金相当額					

貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸 付 金 額 の 限 度
4. 生活に必要な資金	(1) 更生資金 協会が定める資金		3%	6年以内		1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は250万円以内
	(2) 生活資金		据置期間中は無利息	5年以内	6ヵ月以内	1人当たり70万円以内
	(3) 高等学校及び大学在学者の修学 資金	協会が特に必要と認める者	無利息	卒業後20年以内	公主依 h ヵ 月	1人当たり年額高校生にあっては31万8千円以内、大学 生にあっては63万円以内
	(4) 住宅資金 増改築又は補修に要する資金、新 築住宅の建設・購入資金、中古住宅 の購入資金及びこれらに附随して必 要な土地の取得に要する資金		<u>1. 31%</u>	30年以内	1年以内	1人当たり3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(5) 上記(4)の転貸	漁業協同組合、農業協同組合 信用協同組合	<u>0.81%</u>	30年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額

2 年間の貸付枠(累計)14億円以内

基準割引率および基準貸付率等の推移

(単位:%)

	ㅁㅗ ㅗㄸ	基準割引	長 期	短 期			対協			政策	\\(\frac{1}{2} \)	. 住字金融			ㅁㅗ ㅗㅠ	基準割引 長 期 短 期			対 協			政策		住字金融
年月日	財 投融 資	基準割引 率および 基準貸付 利 率	プライム	プライム	設備		全 営	住字	漁 業近代化	公庫	温 美振 頻	住宅金融支援機構フラット	年	月日	対 融 資	基準割引率および 基準貸付利率 関 短 期 短 期 短 ガライム レート	設備		営	住字	漁 業近代化	政 策庫営		住宅金融 支援機構 フラット
	1,000	利 率	,	,	HA VIII	1年以内	3年終四			栓 宮					,,,,,	利率	HA VIII	1年以内	1年超 3年以内	р. С		栓 宮	,,,,,	<i>7 7 9</i> F
25. 4. 1					0.88	1.20	1.32	1.73		1.65			26.	1. 7										1.699
4. 2												1.980		1. 10		1.25								
	0.90		1.20						0.00	1.55				1. 16	1.00						1.00	1.60		
4. 18									0.90			1 000		1. 23							1.00			1 600
5. 2			1.05									1.989		2. 4		1.00							21.2.16 - 1.50	1.699
5. 10	1.00		1.25							1.65				2. 12 2. 13	0.90	1.20						1.60	1.50	
5. 13									1.00	1.00				2. 13	0.90			i			0.90	1.00		
6. 4									1.00			2.209		3. 4							0.90			-1.649
6. 11			1.30									2.209		3. 10		1.20		!						1.043
6. 12	1.20		1.00							1.65				3. 12	1.00	1.20		i				1.60		
6. 19									1.20	1.00				3. 19	1.00			Ţ	<u>i</u>	÷	1.00	1.00		
7. 2									1.20			2.228	(変更)			0.80	1.20	1.28	1.31	1			
	1.30		1.35							1.75							Å	1,20			!			
7. 19									1.30		21.2.16	3												
8. 2						F						2.167												
8. 9	1.20		1.30			!				1.75														
8. 19						i			1.20															
9. 3						!		г				-2.116												
9. 9			1.30			i																		
	1.20					-				1.65														
9. 19						į.	i v	\	1.20															
10. 1					0.96	1.20	1.32	1.69	1															
10. 2					A				!			2.107												
10. 9										1.60														
10. 10			1.20																					
10. 21									1.00			1 000												
11. 5			1.00									1.986												
11. 7			1.20							1.00														
11. 11	1.00									1.60														
11. 14 11. 21	1.00								1.00															
12. 3	-								1.00			1.973												
12. 3			1.20									1.973												
12. 13			1.20							1.60														
12. 13									1.00	1.00														
14.40	I	1				1		<u> </u>	1.00		<u> </u>	1	L				1	1			<u> </u>			

貸付利率の設定方法について

貸付資金のうち、事業資金、経営資金、住宅資金について下記のとおり利率を設定する。

記

1. 事業資金の利率は、漁業近代化資金の「20 t 未満漁船資金」の利率の 80%の水準 に設定する。

(基準金利) (設定水準) (北対協利率) 1.00 × 80% = 0.80

2. 経営資金の利率のうち、償還期限1年以内の貸付金は、北海道の制度資金である「漁業振興資金」の利率の80%の水準に、償還期限1年超3年以内の貸付金は、日本政策金融公庫の「経営改善貸付」の利率の80%の水準にそれぞれ設定する。

【償還期限1年以内】

(基準金利) (設定水準) (北対協利率) 1.50 × 80% = 1.20

【償還期限1年超3年以内】

(基準金利) (設定水準) (北対協利率) 1.60 × 80% = 1.28

3. 住宅資金の利率は、住宅金融支援機構と民間金融機関の提携による証券化ローン「フラット 35」の全国平均利率の 80%の水準に設定する。

(基準金利) (設定水準) (北対協利率) 1.649 × 80% = 1.31

- 4. 利率は概ね6ヵ月ごと(4月と10月)に見直し、直近月の上記利率を基準に決定する。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。
- 5. 上記 1~3 の算出にあたっては、小数点第 3 位以下を切り捨てするものとする。